第四条第三号イの表中

一万八千三百円	二万三千五百円	三万四千六百円	四万千五百円	
三万二百円	三万九千二百円	五万四千六百円	六万三千八百円	

を

一万八千四百円	二万三千七百円	三万四千九百円	四万	
三万四百円	三万九千五百円	五万五千円	六万	

に改め、同号ロの表中

千八百円	五万三千円	七千八百円	
四千三百円	八万九百円	一万千百円	

一万二千円	一万四千六百円	一万八千五百円	二千六百円	
百円	一万七千九百円	二万二千二百円	二万六千八百円	三千五百円

を

六千円	八千円	
九千八百円	一万二千六	

六千円	八千円	
九千七百円	一万二千六	

に改める。

百円	一万二千百円	一万四千七百円	一万八千六百円	二千六百円
二千七百円	一万八千円	二万二千四百円	二万七千円	三千五百円

第七条第二号中「五十六万七千円」を「五十七万六千円」に改める。

第九条第一号中「特別支援学校の小学部児童」を「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童」に改め、「中学校生徒（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加え、「中学部の生徒」を「中学部の生徒」に改め、同条第三号ロ中「四千二百円」を「四千三百円」に、「四千九百円」を「四千六百円」に、「四千五百円」を「四千六百円」に改める。

第十条第三号中「二十万八千七百円」を「二十一万四百円」に、「十六万七千円」を「十六万八千三百円」に改める。

第十二条第二号中「十三万四千三百円」を「十三万四千八百円」に改める。

○内閣府告示第百十三号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

第二条第一号ニ及び第二号ロ中「二百六十二万千円」を「二百六十六万円」に改める。

第三条第一号ハ中「千八十円」を「千百十円」に改める。

第四条第三号の表中

一万八千三百円	二万三千五百円	三万四千六百円	四万千五百円	五万
三万二百円	三万九千二百円	五万四千六百円	六万三千八百円	八万

を

一万八千四百円	二万三千七百円	三万四千九百円	四万千八	
三万四百円	三万九千五百円	五万五千円	六万四千	

二千六百円	七千七百円		
三百円	一万千円		

を

百円	五万三千円	七千八百円
三百円	八万九百円	一万千百円

に改める。

第七条第三号中「二十万八千七百円」を「二十一万四百円」に、「十六万七千円」を「十六万八千三百円」に改める。

第九条第二号中「五十六万七千円」を「五十七万六千円」に改める。

第十条第一号中「特別支援学校の小学部児童」を「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童」に、「中学校生徒（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加え、「中学部の生徒」を「中学部の生徒」に改め、同条第三号ロ中「四千二百円」を「四千三百円」に、「四千五百円」を「四千六百円」に、「四千九百円」を「五千円」に改める。

第十二条第二号中「十三万四千三百円」を「十三万四千八百円」に改める。

○内閣府告示第百十四号

平成十八年内閣府告示第五百八十二号は、平成二十八年三月三十一日をもって廃止する。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

○内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久

附則に次の五項を加える。

（認定こども園の職員資格に関する特例）

3　園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第二の一本文により認定こども園に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、第三の一、二及び四の規定にかかわらず、第二の一により認定こども園に置くものとされる職員のうち一人は、都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。

4　第三の一及び四（ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第七項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第七項において同じ。）をもって代えることができる。

5　第三の二により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。